

(議) 第 6 号

秋 田 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 件

上 記 の 議 案 を 別 紙 の と お り 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 112 条
お よ び 秋 田 市 議 会 会 議 規 則 (昭 和 42 年 秋 田 市 議 会 規 則 第 1 号) 第 14 条 の 規
定 に よ り 提 出 す る 。

平 成 19 年 5 月 18 日

提 出 者

秋 田 市 議 会 議 員 赤 坂 光 一

外 41 名

秋 田 市 議 会 議 長 加 賀 谷 正 美 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「収入役室」を「会計課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

収入役室の廃止および会計課の設置に伴い、総務委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。